

## 築上町図書館カフェ出店者募集要項

### 1 募集の目的

築上町（以下「町」という。）では、令和7年11月オープンを目指し、「～出会う・つながる・わくわくする～豊かな心と学びの心を育む、くつろぎの図書館」として、築上町図書館整備を進めており、この図書館の敷地内に、来館者の利便性とサービスの向上を図るため、カフェを新たに設置します。

このことから、本施設利用における魅力をより一層高め、また居心地の良い空間を提供するため、来館者のニーズに合った商品やサービスを提供するカフェの出店希望者（以下「応募者」という。）を募集します。

### 2 応募要件

図書館の運営について理解・協力いただける方で、かつ次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 公共施設内において経営を行うにふさわしい経営の資力、信用、技術、能力等を有すると認められる企業若しくは団体または個人の方。
- (2) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。但し、更正手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び他の法律に基づく処分等を3年間受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員ではないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

### 3 築上町図書館の施設概要

- (1) 設置者 築上町
- (2) 施設名称 築上町図書館（築<sup>きず</sup>きのもり）
- (3) 所在地 福岡県築上郡築上町大字築城1096番地
- (4) 建物構造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）3階建  
延床面積 約2,847㎡
- (5) 開館日・時間 水～月曜日 午前10時から午後8時まで（予定）
- (6) 休館日 毎週火曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日から1月3日、  
蔵書点検時期、その他教育委員会が必要と認める日
- (7) 建設工事 令和6年8月着工  
令和7年8月末竣工（予定）
- (8) オープン 令和7年11月下旬（予定）

### 4 カフェ施設の概要

- (1) 設置者 築上町
- (2) 業務場所 築上町図書館 敷地内カフェ
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート 1階建 延床面積 約45㎡  
うち厨房 約10㎡ ※カウンター含む
- (4) 客席他 テーブル席約10席  
※図書館1階エントランスホールは飲食可、その他図書館内は蓋  
つきの飲物のみ可。
- (5) 厨房器具 別表【カフェ施設経費負担区分表】参照。  
その他必要な什器は、出店者が用意することとします。但し、  
ガス式調理器の使用は不可とします。

### 5 出店条件

- (1) 営業日 原則として、図書館の開館日は営業することとします。  
それ以外に営業する場合は、企画書に明記してください。
- (2) 営業時間 原則として、午前10時から午後5時までは営業を行うことと  
し、それ以外の時間については、企画書に明記し、町と協議の上  
決定することとします。

- (3) 出店方法 出店者は、貸付料及び共益費（光熱水費）を町に支払うこととします。また、自己の責任で営業を行い、販売代金は出店者に帰属し、経営に係る経費は出店者の負担とします。
- (4) 貸付料 貸付料は、月額2万円（消費税別）とし、町が発行する納入通知書で納期限までに納入することとします。また、貸付料は営業月分からとします。
- (5) 共益費 共益費（光熱水費）は、月額5千円（消費税別）とし、町が発行する納入通知書で納期限までに納入することとします。また、共益費は営業月分からとします。
- (6) 契約方法 ①地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けとし、賃貸借契約を締結することとします。  
②契約期間満了前であっても、町の都合により契約を解除することがあります。契約解除する場合はその6か月前までに書面により通知します。  
③契約期間満了前であっても、出店者の都合により契約を解除することができることとします。解除する場合は、その6か月前までに書面により町に申し出なければならないこととします。
- (7) 貸付期間 契約日から令和10年3月31日まで  
※令和10年度以降については、契約期間が満了する日の6ヶ月前までに、町と出店者で協議することとします。
- (8) 使用開始 供用開始以降（令和7年9月予定）
- (9) 営業開始 供用開始以降（令和7年11月の図書館オープン時には営業を開始すること）とし、町と協議の上決定することとします。
- (10) その他 ①その他、ごみ処理代金については、出店者の負担とします。  
②店名及びサインについては、町と協議することとし、設置費用は出店者の負担とします。

## 6 業務内容

### (1) カフェ等の営業

居心地の良い図書館づくりに貢献する飲食サービスや、立地に配慮し、具体的なメニュー、価格及びサービスの内容について検討し、企画書に記載してください。なお、アルコール類の提供は不可とします。

## (2) 図書館事業への協力

図書館の運営方針に配慮した運営を行い、図書館が企画する催し等に積極的に協力をお願いします。

## 7 留意事項等

- ・食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは出店者の負担によるものとする。
- ・害虫が発生することのないよう衛生管理には、細心の注意を払うこと。
- ・施設の改修は、原則認めない。但し、町の承認を得て実施した場合は、退去時に  
出店者の負担と責任において原状回復すること。
- ・町に属する設備の修繕については、町の負担で行う（軽微なものを除く）。
- ・店舗の名称、看板等のデザイン及び位置については、町と協議し決定することとする。
- ・店舗の経営を他者に委託、転貸することは認めない。
- ・カフェ内は禁煙とする。
- ・食品衛生法、防災等の法令、その他規則等に基づき、適正に事業の運営を行うこと。また、食中毒等の事故が発生した場合や、販売上のトラブルが発生した場合は、出店者が責任を持って処理するとともに、町に報告することとする。
- ・食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて出店者の責任において行うこととする。

## 8 スケジュール

応募受付期間	令和6年10月4日（金）～令和6年11月11日（月） 必着
質問締切日	令和6年11月6日（水）17時
質問回答	随時回答します。
面接	令和6年11月21日（木）予定
選考結果の通知	令和6年12月上旬予定
契約締結	令和6年12月中旬予定

※各実施期間、期限は都合により変更する場合があります。

## 9 質問及び回答

### (1) 提出方法

質問書（様式6）により、電子メールでお願いします。

その際、件名を「築上町図書館カフェ出店者募集に係る質問」とし、質問内容を簡潔に記載してください。

また、メール送信後に、築上町図書館に電話連絡をお願いします。

【電子メール送信先】 tosyokan@lib-chikujo.jp

【電話番号】 0930-56-5171 築上町図書館 9時～17時（火曜日休館）

### (2) 質問締切日

令和6年11月6日（水）17時まで

### (3) 回答方法

質問の回答は、随時メールにて行います。

## 10 応募の手続き等

(1) 応募受付期間 令和6年10月4日（金）～令和6年11月11日（月）

### (2) 応募書類

書類	法人	個人
町指定書類	ア) 出店者申込書（様式1） イ) 事業者概要書（様式2） ウ) 出店計画書（様式3） エ) 企画書1, 2（様式4・5） オ) 誓約書（様式7）	
添付書類	カ) 直近2か年分の決算報告書 キ) 直近3か月以内の国税及び地方税の滞納のない証明書	コ) 事業所得のある方は、直近2か年分の決算報告書 サ) 直近3か月以内の住民登録地の滞納のない証明書（市町村民税・都道県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税） シ) 既に飲食店等の営業をして

	ク) 既に飲食店等の営業をしている場合、監督官庁の許可証の写し ケ) その他会社等を紹介するパンフレット類	いる場合、監督官庁の許可証の写し ス) 飲食店等を経営している場合、紹介するパンフレット類
--	--	--

- (3) 提出方法 直接持参か簡易書留による郵送に限ります。
- (4) 提出先 築上町図書館〒829-0301 福岡県築上郡築上町大字椎田 962 番地 8  
 担当：脇山・城山 9時～17時 (火曜日休館)
- (5) 提出部数 正本1部、副本1部
- (6) 応募書類の修正及び追加  
 応募書類の受付後における書類の修正及び追加は、町が要求する場合を除き、一切認めません。
- (7) 応募書類の取扱い等
- ①応募書類は理由の如何にかかわらず、返却いたしません。また、応募書類の作成・提出及び面接に要する費用は応募者の負担としますので、あらかじめご了承ください。
  - ②応募書類は、選考における使用に限り必要に応じて複写できるものとします。
  - ③情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、関係法令に基づき、提出書類を開示する場合があります。
  - ④出店者以外の応募書類の内容については、応募者の承諾なしに利用しません。但し、採用されなかった応募書類の一部が特に優れた内容である場合には、その応募者と使用等において別途交渉を行う場合があります。

## 11 選考方法

築上町図書館カフェ出店者選考会（以下「選考会」という。）において、提出書類や面接による選考を行い、出店候補者を決定します。

### (1) 面接の日程及び場所（予定）

面接日は令和6年11月21日（木）を予定としていますが、時間、場所については別途通知します。

(2) 選考基準

カフェ運営の考え方	施設の設置目的に沿ったカフェの運営方針・基本コンセプトとなっているか。提案が具体的であり、かつ、魅力的な内容となっているか。営業日や営業時間の設定は適切か。
飲食メニュー・提供サービス	カフェとして魅力的なメニューとなっているか。お客様が利用しやすい価格設定となっているか。お客様への対応やサービスの提供方法は適切か。
連携・協力	図書館と連携した取り組みが見込めるか。
経営・収支計画	安定した経営が見込める収支計画及び財務状況となっているか。
運営体制	営業に必要な人員を適切に確保しているか。
食品衛生・安全管理	食品衛生や安全面の管理体制は整っているか。事件・事故発生時の対応体制が整っているか。

(3) 応募が無効となる場合

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、応募を無効とすることがあります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②応募者が出店が困難な状況に至ったと認められる場合
- ③公平な選考の妨げとなる行為等が認められた場合

12 選考結果

(1) 決定時期と通知方法

選考会による結果は、令和6年12月上旬までに各応募者に文書で通知します。

(2) 選考結果に対する異議申し立ては認めません。

### 13 その他

- (1) 出店候補者との協議が不調となった場合は、次点者と同様の手続きを行うこととします。
- (2) 施設の使用については、関係法令及び築上町条例等を順守してください。
- (3) 本要項に定めのない事項については、地方自治法第 234 条（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令第 167 条の 2（昭和 22 年政令第 16 号）、築上町財務規則（平成 18 年 1 月 10 日規則第 38 号）、その他入札契約に関する法令等の定めによるものとします。